

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「下水道管理課」の下に「及び下水道事業課」を加える。

第二条第二項第二十三号を削り、同項第二十四号中「事業」を「維持管理」に改め、「負担金」の下に「（技術的事項を除く。）」を加え、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 流域下水道建設負担金（調定及び徴収に限る。）に関する事。

第二条第二項第二十五号中「連絡調整」の下に、（第一号から第二十四号までに掲げる事務に係るものに限る。）を加え、同項第二十六号中「下水道公社」の下に「（技術的事項を除く。）」を加え、同項第二十七号中「事務」の下に「（技術的事項を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 下水道事業課においては、次の事務を所掌する。

- 一 流域下水道の計画、建設及び管理に関する事。
- 二 流域下水道維持管理負担金（技術的事項に限る。）に関する事。
- 三 流域下水道建設負担金（調定及び徴収を除く。）に関する事。
- 四 下水道事務所との連絡調整（下水道管理課において所掌する事務に係るものを除く。）に関する事。
- 五 埼玉県下水道公社（技術的事項に限る。）に関する事。
- 六 前各号に掲げるものを除くほか、流域下水道の事務（技術的事項に限る。）に関する事。

### 附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。